

社会福祉法人

三芳町社会福祉協議会生活福祉資金貸付調査委員会規程

昭和61年6月23日

規程 第 1 7 号

(所掌事務)

第1条 生活福祉資金貸付調査委員会（以下「委員会」という。）は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会長（以下「社協会長」という。）の諮問に応じて生活福祉資金の貸付に関し、次の各号に掲げる事項を調査審議し、又はこれらの事項に関し、会長に意見を具申するものとする。

- (1) 借入申込書及び借入申込調査書の内容に関する事
- (2) 貸付の適否及び貸付条件に関する事
- (3) 償還金の支払猶予、延滞利子の免除及び償還金の支払免除に関する事
- (4) 一時償還及び貸付の停止に関する事
- (5) その他、会長が附議することを必要と認めたとき

(組 織)

第2条 委員会は、委員若干名で組織する。

2 委員は、社会福祉協議会関係者、民生委員及び学識経験者のうちから社協会長が委嘱する。

第3条 委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、委員が互選する。

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、民生委員・児童委員協議会から選出された委員については、民生委員の任期による。

3 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 委員会は必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

第7条 委員会は、定数の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができな

い。

第8条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年6月23日から施行する

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成22年5月26日から施行する